

### 【資料3】

## 「秋田県観光DMPを活用した観光地域づくりレベルアップ事業」業務委託に係る 企画提案競技 審査基準

### 1 評価方法

- (1) 企画提案書の内容を基に評価する。
- (2) 各評価項目について5段階評価をし、全評価項目の合計を35点とし、下記4「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」と合わせて、評価点を39点満点とする。
- (3) 下記4「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関しては、該当項目に応じて加点する。  
なお、共同企業体（JV）については、JVを構成する企業ごとの配点を合計し、構成企業の総数で除した点数を加点する。

### 2 評価項目及び配点

分類	評価項目（審査の視点）	配点
1 事業の実施体制	①業務を遂行する上で、人員の確保等十分な実施体制をとっているか。	各5点
	②データ分析にかかる資格保有者が事業対象者を十分に支援する体制となっているか。	計10点
2 事業の有効性	③事業の趣旨を理解し、DMO等によるデータ分析力を高める提案となっているか。	各5点
	④AI活用方法や課題設定等にかかるサポート方法について独自性があり、事業効果を高めるものとなっているか。	計10点
3 事業の実現性	⑤データ分析の背景知識がない者でも課題設定から仮説構築まで進められる内容となっているか。	各5点
	⑥データ分析や分析支援の実績の観点から、データに基づいた政策・ソリューションの提案が可能な内容となっているか。	計10点
4 事業経費の妥当性	⑦見積金額は、予算の範囲内であり、かつ、経済的で妥当な金額となっているか。	5点
合計		35点

### 3 評点基準

評価点	評価基準
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣っている
1	劣っている

4 「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組への配点

審査項目	設定区分		配点		
	大区分	小区分			
賃金水準の向上	役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率※1	1.50%以上	1.2点	最大 2.0点	
		2.00%以上	1.6点		
		3.00%以上	2.0点		
	「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表(※2)	0.2点			
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法※3	0.1点	
			次世代法※3	0.1点	
	えるぼしチャレンジ企業認定※4			0.4点	最大 1.2点
	法令に基づく認定	女活法※3	えるぼし	0.6点	
			プラチナえるぼし	0.8点	
		次世代法※3	くるみん	0.6点	
			プラチナくるみん	0.8点	
	若者雇用促進法※3	ユースエール	0.2点		
	秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰		各	最大 0.4点
		女性の活躍推進企業表彰		0.2点	
子ども・子育て支援知事表彰					
男女共同参画社会づくり表彰					

※1 所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」又は税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類(任意様式)」により比較する。

※2 内閣府及び中小企業庁等が管理する「『パートナーシップ構築宣言』ポータルサイト」の登録企業リストに掲載している「パートナーシップ構築宣言」の写しを提出すること。

※3 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）

- ※4 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和 4 年 5 月から県が認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を 1 つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

## 5 選考方法

- (1) 審査委員ごとに、各評価項目について評価を行い、評価点を付す。
- (2) 上記(1)により評価した評価点の合計点数が高い順に順位を付ける。
- (3) 評価点の合計点数が最も高い企画提案を選定する。ただし、全審査委員による合計点数の平均点が 17 点に満たない場合は選定しない。  
なお、評価点の合計点数が最も高い企画提案が複数ある場合には、審査委員間の協議により順位を決める。